

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
は休き
たるの翌日

告
示

鳥取県告示第八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
北 村 医 院	鳥取市湯所町二丁目二〇	昭和四十三年十二月十六日
北村医院分院	岩美郡岩美町大字浦富一七四六	"

鳥取県告示第八十八号

西伯郡西伯町大字原四百十番地田中賢一ほか二十一人の者から設立認可申請があつた大國第三土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月三十日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◆公安規則

- 牛等の移入の禁止
- 土地の用途廃止
- 鳥取県警察の組織に関する規則の一部改正
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部改正

鳥取県告示第八十九号

昭和四十三年九月十二日付けで関金町長から申請のあつた土地改良（山口船ヶ谷地区農道橋整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一、縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二、縦覧に供する期間
昭和四十四年二月四日から二十日間
- 三、縦覧に供する場所
溝口町役場
- 四、異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十号

昭和四十三年十一月二十四日付けで北条川土地改良区から申請のあつた新田に行なおうとする土地改良（田井地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一、縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

- 二、縦覧に供する期間
昭和四十四年二月四日から二十日間

- 三、縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字弓原三百八十五番地の四 北条川土地改良区事務所

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 鳥取県告示第九十号
- 昭和四十三年十二月二十六日付けで溝口町長から申請のあつた土地改良（柄原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良（池田地区農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十三号

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良（美成地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十四号

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良（金屋地区農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十七号

細川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（湯山地区ほ場整備及び農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月二十七日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十五号

氣高町長から申請のあつた町営土地改良（会下地区農地造成及び農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

ただし、船車に登載のまま通過するものは、この限りでない。
昭和四十四年二月四日

鳥取県告示第九十八号

西伯郡会見町荻名百六十九番地奥田和文ほか九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（荻名地区農地造成）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月三十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第一百一号
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年一月二十八日から用途廃止した。

昭和四十四年二月四日

鳥取県告示第九十九号

西伯郡会見町田住四百三十五番地小林晃ほか二十三人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（田住地区農地造成）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月三十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方 メート)	用 途
氣高郡青谷町河原字上飯田三三九の一一番地先から 三三九の二一番地先まで		五八・〇〇	水路敷

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

鳥取県公安委員会規則第一号

牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十
二号）第一条の規定に基づき、次に掲げる区域から、牛、その死体又は牛
の流行性感冒の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する。

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規

則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(自動車運転免許試験場)

第二十二条の二 交通第二課に、自動車運転免許試験場を附置する。

2 自動車運転免許試験場の位置は、東伯郡大栄町とする。

附 則

この規則は、昭和四十四年二月十日から施行する。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月四日
鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「令」という。)」を「道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十九号。以下「令」という。)」に、「書類は、」に、「経由して」を「経由して提出」に改め、同条に次の

を「書類は、」に、「経由して提出」に改め、同条に次の

ただし書を加える。

ただし、鳥取県自動車運転免許試験場において行なう運転免許試験に

係る免許申請書は、当該試験場の長を経由して提出することができる。

第十五条の表を次のように改める。

免 許 の 種 類	場 所
大型自動車免許、普通自動車免許、自動二輪車免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許	鳥取県自動車運転免許試験場
大型特殊自動車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、牽引免許、大型特殊自動車第二種免許及び牽引第二種免許	そのつど公安委員会が指定する場所

第十七条 削除 第十七条及び第十八条を次のように改める。

(合格発表)

第十八条 免許試験に合格した者の発表は、次の表に定めるところによつて行なうものとする。

免 許 の 種 類	発 表 方 法
大型自動車免許、普通自動車免許、自動二輪車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第一種免許	免許試験を行なつた日に、免許試験を行なつた場所の掲示板に掲示する。
大型特殊自動車免許、牽引免許、大型特殊自動車第二種免許及び牽引第二種免許	文書によつて通知する。

附則第三項中「又は第五条第二項」を「若しくは第五条第二項又は道

昭和44年2月4日 火曜日 鳥取県公報

路交通法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第九十六号）附則第一条
第三項、同条第四項若しくは第五条第三項」に改める。
別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第八号 削除

別記様式第九号に次の注意事項を加える。

注意事項

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）
の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日
以内に、鳥取県公安委員会に対して異議の申立をすることができます。

別記様式第十一号「普通自動車運転技能審査申請書」や「普通自動
二輪車運転技能審査申請書」とある。

附 則

この規則は、昭和四十四年一月十日から施行する。